

※改定後の使用料は、令和 9 年 4 月検針分から適用になります。

○使用料単価（2 か月分）

区分	使用水量 (立方メートル)	金 額	
		現行	改定後
基本使用料	0 ～ 16	2,540 円	2,920 円
超過使用料 (1 立方メートル当たりの単価)	17 ～ 40	154 円	178 円
	41 ～ 100	198 円	230 円
	101 ～ 200	258 円	298 円
	201 ～ 500	278 円	318 円
	501 ～ 1,000	297 円	340 円
	1,001 ～ 2,000	308 円	351 円
	2,001 ～	313 円	356 円
温泉及び公衆浴場汚水 (1 立方メートル当たりの単価)		88 円	101 円

＊使用料は、上の表に定めるところにより算出して得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額となります。

(計算例)

例えば、2 か月分の水道使用水量が 50 m³ の場合、改定後の下水道使用料は 10,441 円となります。

☆計算方法

16 m ³ まで	2,920 円 ①	
17 m ³ から 40 m ³ までの 24 m ³		
178 円 × 24 m ³	= 4,272 円 ②	合計(①+②+③) 9,492 円
41 m ³ から 50 m ³ までの 10 m ³		消費税相当額 949 円
230 円 × 10 m ³	= 2,300 円 ③	下水道使用料 10,441 円

○使用水量ごとの使用料の例 （２か月分の消費税額込みの金額）

使 用 水 量 (立方メートル)	現 行	改 定 後	改 定 差 額
1 6	2, 7 9 4 円	3, 2 1 2 円	4 1 8 円
2 0	3, 4 7 1 円	3, 9 9 5 円	5 2 4 円
3 0	5, 1 6 5 円	5, 9 5 3 円	7 8 8 円
4 0	6, 8 5 9 円	7, 9 1 1 円	1, 0 5 2 円
5 0	9, 0 3 7 円	1 0, 4 4 1 円	1, 4 0 4 円
6 0	1 1, 2 1 5 円	1 2, 9 7 1 円	1, 7 5 6 円
7 0	1 3, 3 9 3 円	1 5, 5 0 1 円	2, 1 0 8 円
8 0	1 5, 5 7 1 円	1 8, 0 3 1 円	2, 4 6 0 円
9 0	1 7, 7 4 9 円	2 0, 5 6 1 円	2, 8 1 2 円
1 0 0	1 9, 9 2 7 円	2 3, 0 9 1 円	3, 1 6 4 円

使用料の額は、次の速算式で簡単に算出できます。

○速算式 （２か月分の消費税額込みの金額）

0 ～ 16 m ³	基本料金 3, 212 円
17 ～ 40 m ³	使用水量×195. 80 ＋ 79. 2 円
41 ～ 100 m ³	使用水量×253. 00 － 2, 208. 8 円
101 ～ 200 m ³	使用水量×327. 80 － 9, 688. 8 円
201 ～ 500 m ³	使用水量×349. 80 － 14, 088. 8 円
501 ～1, 000 m ³	使用水量×374. 00 － 26, 188. 8 円
1, 001 ～2, 000 m ³	使用水量×386. 10 － 38, 288. 8 円
2, 001 m ³ ～	使用水量×391. 60 － 49, 288. 8 円

例えば、水道使用水量が5 0 m³の場合は、

$$5 0 \text{ m}^3 \times 2 5 3 . 0 - 2 , 2 0 8 . 8 \text{ 円} = 1 0 , 4 4 1 \text{ 円} \text{ となります。}$$

